

山中湖村長および職員に関する措置請求

山中湖村監査員殿

平成29年10月6日

請求者

山梨県南都留郡山中湖村平野1698番の4

樋口重喜

職業：自営業

連絡先：0555-65-7023

第1、概要

- 1、山中湖村は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックにおいて、フランス国アーチェリー競技選手団の事前キャンプ地誘致事業及びフランス国エビアン市との友好交流事業として、平成29年（本年）4月10日から同15日の4泊6日の日程で渡仏した。
- 2、渡仏メンバーは、高村文教科長、高村理三郎議会議長、相浦陽教育長、槌屋雅次教育委員会課長補佐の4名である
- 3、3月定例会の予算説明および渡仏直前までは、上記4名に加え、権正雅彦教育課長も同行する予定であったが、「山中湖村教育委員会事務局の組織に関する規則」第9条「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第20条第2項の規定による教育長の職務代理者は教育課長とする」（下線は本件請求人）の規定を失念していた。
そこで、急遽出発日の直前になって、長田一夫総務統括に指摘され権正雅彦教育課長の渡仏をキャンセルした。
- 4、本件の渡仏に関する航空運賃をはじめ事前手続きやフランス国内での宿泊および交通等に関する旅行業務は、近畿日本ツーリスト(株)甲府(甲府市丸の内)が担当し、現地では当社の代理店が手配したことになる。
- 5、フランス国への事前キャンプ地誘致には、山中湖村(4名)のほかに北杜市(2名)、甲州市(2名)の3市村が加わり(誘致種目は異なる)、山梨県国際総合戦略室担当者(2名)が現地合流した。
- 6、本件請求には、議会での説明および渡仏の直前までは5名で渡仏する計画であったものが、直前で上記理由により4名となったことから、キャンセルした1名分がどのように処理されたのか、関係資料の開示請求を行い、本件「事前合宿誘致事業 自動車借上げ代」および「事前合宿誘致に関わ

- る渡航業務委託」に関する2件の「支出負担行為伺い」（添付書類付）と「支出命令書」（同）の交付をうけた。・・・・・・・・・・事実証明1、2
- 7、 開示資料によれば、「事前合宿誘致に関わる渡航業務委託」に関する「支出負担行為伺い」の起票日は平成29年4月3日であり、同日付の旅行者3社からの「旅行費用見積書」が添付されており、随意契約により業者選定が行われ、3社中最も安価な近畿日本ツーリスト（株）甲府支店を業務委託の相手となる委託契約伺いと裁可押印済の書類であった。同社の見積金額は総額3,113,334円である。・・・・・・・・・・事実証明1
- 8、 また、「事前合宿誘致事業 自動車借上げ」に関する「支出負担行為伺い」の起票日は、平成29年4月5日であり、添付書類は3社からの見積があり、3社中最も安価な株式会社三立交通（本社：富士吉田市上吉田）を契約相手となる委託契約伺いと認可手続き裁可押印済の書類であった。同社の見積金額は村役場から羽田空港往復代金104,240円である。
- 9、 ところが、2件の「支出負担行為伺い」に添付されている見積書の渡仏予定人数は4名と記載されており、同起票日の時点では、まだ職務代理に関する長田一夫総務統括からの指摘以前であり、見積時は5名分のはずである。
- 11、 本件請求人は、このことに疑問を抱き権正課長に説明を求めたところ、当初は4月3日（年度初日、朝8時半から辞令交付式）に村長から指摘され、即時3業者社に4名分で見積書を求め、同日中に本件「支出負担行為伺い」を起案したと繰り返し主張した。
- 12、 しかし、「支出負担行為伺い」の伝票番号を見ると4月3日付起票のものが「29-1022」で、4月5日付け起票のものが「29-841」であり、機械的自動通し番号管理からすれば、後日作成の伝票番号がそれよりも若い番号になるはずが無い事を指摘したところ、本件2件の「支出負担行為伺い」の実際の起票日時が事実と異なることを認めた。
- 13、 そこで、伝票起票者である槌屋雅次課長補佐を呼んでもらい、同様な指摘をしたところ、最初は記述どうりであることを主張したが、伝票番号の矛盾点を指摘したところ、あっさりと課長同様起票の日付は事実と反することを認めた。
- 14、 後日でよいので、本件作業に関する真実をレポートとして提出を求め、両名は同意した。
- 15、 この間、本件請求人は開示資料添付の事業社に直接事実関係を電話で問い合わせたところ、村役場から羽田空港への送迎について見積を提出している富士急トラベル（富士吉田市上吉田）の担当の勝俣信也氏から、実際

の渡仏・帰国後に槌屋雅次課長補佐から、書式、金額を指定され、作成日付を記入しないで見積書の作成を行い、PCでの確認によれば作成日付は4月26日だと回答を受け、更にもう1社の鐘山苑トラベルサロン（富士吉田市上吉田）の見積も同人が担当しており、勝俣氏が作成しものであると回答していただいた。

- 16、 近畿日本ツーリストの担当者である国分誠人氏に問い合わせたところ、当初4月3日で間違いないと平然と回答していたが、7月14日に請求人が甲府市丸の内の同社事務所に訪問して詳細を伺ったところ、前述富士急トラベルの担当者同様、帰国後に教育委員会の担当者から4月3日付で本件見積書の作成と同業2社からも見積書の作成（近畿日本ツーリストり高額）を指示され、指示どおりに提出したことを認めた。
- 17、 それに先立つ7月7日に権正課長から「レポートができた」との電話で指定された7月13日朝9時に役場に行たところ、席に着くと一転して「レポートは渡せない、口頭で説明する」と述べ、激しいやり取りの末、同席していた槌屋雅次課長補佐から以下のような説明を受けた。
 - ①「事前合宿誘致事業 自動車借上げ」に関する「支出負担行為伺い」に関しては、請求人指摘のとおり、帰国後に日付を記入しない見積書を業者に作成を依頼した。「支出負担伺い」関連書類は自分が4月5日に合わせた日付を記入し5月中旬に起票して稟議に回した。
 - ②「事前合宿誘致に関わる渡航業務委託」に関する「支出負担行為伺い」に関しても、帰国後近畿日本ツーリストの担当者に依頼し、4月3日付の見積書と相見積となる他の2社からの見積作成を依頼した。「支出負担行為」関連書類は5月下旬に作成したが、修正事項があり実際は6月上旬に稟議をまわした。
 - ③3月中、下旬に山梨県担当課の助言や他の同行2市との間で、近畿日本ツーリストにお願いすることになり（丸投げ）、そのまま話を進めた。
 - ④4月10日の渡仏前に2件の「支出負担行為伺い」を行ってはいない。
 - ⑤当然、複数社からの見積をとり、三立交通や近畿日本ツーリスト社を選定した随意契役の事実はない。
- 18、 以上のように、フランス国から帰国後に、渡仏前に相見積による随意契約が裁可されたように装う本件2案件の「支出負担行為」を前提として、(株)三立交通には同年5月31日に金104,240円を同社の指定銀行口座に、また近畿日本ツーリスト(株)甲府支店には同6月30日に同社指定銀行口座に金3,113,334円を振り込んでいる。・・・事実証明3、4
- 19、 以上のことから、本件2件の「支出負担行為伺い」の書類一式は、あたかも渡仏前に予算執行の根拠となる「支出負担行為」をおこなった如く偽装

するために偽造したもので、虚偽公文書偽造「有印公文書偽造罪」にあたり、偽造した「支出負担行為伺い」により公金の支出を行わせているので、結局有印公文書偽造・同行使罪」に当たる。

20、 公金支出に関する法規の定めは以下のとおりであり、いずれの規定にも違反している。

①地方自治法第232条の3には「普通地方公共団体は、その支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」・**事実証明5**

②「山中湖村財務規則」第51条には「歳出予算の執行には、支出負担行為の伺いによって行う。」・**事実証明6**

③「山中湖村財務規則の運用基準」の「支出負担行為について（基準第51条～53条関係）」項目には「支出負担行為は、一般的には予算に基づいてなされるものであること。2 予算を執行しようとするときは、その都度支出負担行為の伺いにより決裁を受けなければならない」・**事実証明7**

21、 本件2案件の「支出負担行為」は⑱のとおり偽造公文書であり、従って⑳で示す法令および規則に違反した支出負担行為の裁可は無効であり、本村が負うべき債務は存在しない。したがって山中湖村に正当な債務がないにも拘らず2案件の総額金3,217,574円を支払ったことは、無効、違法な公金支出であり、従って同額の損失が発生している。

22、 同時に、支出先の当該2社も経緯を認知しているはずである。

23、 よって、本件2案件の総額金3,217,574円を受け取った近畿日本ツーリスト（株）甲府支店および（株）三立交通に対し、支出命令を下した高村文教村長は全額の返金請求をして回収し、不当支出により欠損した村財政に戻入すべきである。

24、 なお、当該2社に対しては、不当支出された公金を回収後、村長、教育長、議会議長の3名自身が当該金額を当該2社に支払うべきである（なお、槌屋雅司次課長補佐は業務命令によるもので、当人の費用は上司の教育長と村長が連帯して負担すべきである）。

第2、 本件監査請求の法的正当性について

1、 監査請求期間について

① 監査請求は財務会計上の行為が行なわれてから「1年以内」と定められている。

しかし、隠ぺい等が行なわれ請求人が相当な注意力を持ってしても知る事ができない場合は認められる。

- ② 本件「事前合宿誘致事業 自動車借上げ代」が支出されたのは、平成29年5月31日であり、「事前合宿誘致に関わる渡航業務委託費」の支出は平成29年6月30日である。・・・・・・**事実証明3、4**
- 2、 上記①および②は、いうまでもなく公金であり、本件支出は、予算執行の前提となるべき「支出負担行為伺い」（契約の許認可決裁）を行っておらず、地方自治法、山中湖村財務規則、同財務規則の運用基準に違反しており、支出の根拠がない。
- さらに、本件支出の根拠とした「平成29年4月3日付および同4月5日付けの「支出負担行為伺い」は、共に同4月10日から同15日間の渡航・帰国後に、あたかも地方自治法、山中湖村財務規則、同財務規則の運用基準の手続きに則った如く偽造したもので、犯罪性を伴うものである。
- 3、 このような、そもそも支出根拠となる契約がなく、さらに偽造された「支出負担行為伺い」により支払われた税金は、違法、不当な公金支出に当たる。
- 4、 よって、本件監査請求は適法である。

第3、 違法・不当、及び措置請求について。

1、 違法な公金支出の手続きについて

本件2案件の支出は、地方自治法第232条の3および「山中湖村財務規則」第51条並びに「山中湖村財務規則の運用基準」の「支出負担行為について（基準第51条～53条関係）」に違反して予算執行の支払いの原因および根拠となる支出負担行為を行っていない支出であるので、支出命令を発し支出させた村長にたいし、支出済金額の回収を求める。

2、 有印公文書の偽造について

本件違法不当な財務会計上の支出の原因となる「偽造『支出負担行為伺い』」の作成に関わった関係職員およびそれを是認または容認した教育長並びに村長に対し、「有印公文書偽造および同行使罪」として慎重に調査し、刑事告発を含む然るべき措置対応を勧告するよう求める。

3、 近畿日本ツーリストの見積価格の適正についての疑念について

- ① そもそも相見積を採っていないで当該見積価格の比較はできないが、請求人が情報入手した甲州市と比較し航空運賃が山中湖村は一人あたり、34,000円高い。(山中湖232,000円、甲州市198,000円、山梨県職員は140,000円台だという県幹部からの情報がある)
- ② パリからエビアン市への交通費と宿泊費について、山梨県担当職員2名分の費用が当村の負担となっており、双方の職務規定および相互の業務

委託等が不明朗である。またエビアン市での宿泊費が県職員分より高額で、県職員からの助言（「面会相手のエビアン市長に足元を見られるのでランクをあげたほうがいい」）だという理由も理解不能である。

- ③ したがって、実際より過剰な支払いとなっている疑いがあるので職権で実際の費用明細や支払い証明となる領収証とを照合し、事実解明することを求める。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求します。

事実証明書リスト

- 1、支出負担行為伺い「事前合宿誘致に関わる渡航業務委託」（添付書類）
- 2、支出負担行為伺い「事前合宿誘致事業 自動車借上げ代」（添付書類）
- 3、支出命令書「事前合宿誘致に関わる渡航業務委託」（添付書類）
- 4、支出命令書「事前合宿誘致事業 自動車借上げ代」（添付書類）
- 5、地方自治法第232条の3の条文抜粋
- 6、「山中湖村財務規則」第51条の部分抜粋
- 7、「山中湖村財務規則の運用基準」の該当部分抜粋